

2020年6月 日

東京都知事 小池 百合子 様
同 福祉保健局長 内藤 淳 様

全国福祉保育労働組合東京地方本部
執行委員長 小林 君江

2021年度東京都予算に関する要請書

貴職におかれましては、日頃から都民の福祉向上にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。さて、東京都では今年2月からは新型コロナウイルス感染症が流行し、4月7日からは緊急事態宣言が発令されました。現在も緊急事態宣言は解除されましたが、予断を許さない状況です。

新型コロナウイルスの流行下においても、生活型の社会福祉施設・介護事業所は利用者を受け入れました。休園や登園自粛の保育所や学童保育所なども、様々な事情で働かなければならない保護者の子どもを受け入れてきました。

福祉現場で働くものは、衛生用品の不足やこまめな消毒や健康チェックなどの業務量の増加、さらには感染のリスクと隣り合わせのなかで精神的負担も増えました。

そのため、私たちは福祉施設での感染拡大防止策など当面する課題を「福祉労働者・福祉施策にかかわる新型コロナウイルス対応の緊急要望書」としてとりまとめ貴職に5月27日に要請したほか、全都議会議員にも郵送し、会派に申し入れや緊急懇談をおこないました。

小池都知事は「ウィズコロナ」とメッセージを発信しましたが、そのためには何よりも安全に、介護崩壊・福祉崩壊を起こさないことがいま重要です。2021年度の予算編成作業が始まるなかで、下記の点を実現してくださることをお願いします。

最後に「賃金や労働条件は労使間で決定することが原則である」ことは十分承知しています。

以下の要求は福祉施設労働者・事業者の最大限の努力をした結果であるとの認識に立ちご回答をいただき、実現にむけたご尽力を求めます。

記

1、福祉労働者の賃金水準の引き上げに関する要請事項

- 1) 国の福祉職俸給表及び都職員の給与の水準に福祉労働者の賃金を引き上げることができる財源確保の施策を都として講じること。
- 2) 人件費財源は、職員配置基準と労働法にもとづく一人ひとりの労働時間(1日8時間以内、完全週休2日)の厳守、休憩・仮眠・休暇の取得が両立できるものとする。
- 3) 正規労働者の賃金や労働条件を引き下げることなく、雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保し、同一労働・同一賃金の実現ができるよう、都として補助をおこなうこと。
- 4) 福祉労働者の最低時給を1500円と定め、待遇改善と人材確保をすすめること。

2、福祉施設における法令遵守・労働災害防止に関する要請事項

- 1) 福祉施設（グループホームやお泊りデイ含む）の一人夜勤（宿直）を解消するため、複数体制の職員配置が可能になるよう、予算と制度を構築すること。
- 2) 年間休日数や労働時間、産前産後休暇や病気休業を都職員なみの水準にできるよう、予算と制度を構築すること。また代替職員確保のための財源保障制度を整備すること。
- 3) 福祉職場での宿直の実態を把握し、「原則週1回の軽度かつ短時間の作業に限る」（S63 基発第150号）の通達を守るよう都が指導すること。また通達が守られるよう予算を増額し、人員が増員できるようにすること。
- 4) 福祉労働者の労働災害（脳・心疾患および精神疾患の労働災害も含む）に対し、指導監査の際に、設備（休憩室）や勤務表などを必ず確認するとともに、労働行政と連携して労働災害を減少させること。

3、福祉や保育をとりまく東京都政策に関する要請事項

- 1) 2021年の介護報酬・障害者福祉サービス報酬の改定においては、基本単価の抜本的な引上げと国庫負担の増を都として意見をあげること。
- 2) 2025年の福祉人材の著しい不足の見通しに対して、高い専門性をもった介護人材が充足されるよう、都独自の人件費補助や労働環境改善策を構築すること。
- 3) 現行参酌基準である学童保育・放課後デイサービスの人員配置等について、東京都として「従うべき基準」を策定すること。
- 4) 保育室には換気ができる窓の設置の義務化や子ども1人当たりの面積基準を都として引き上げること。

4、新型コロナウイルス感染防止等にかかわる要請事項

- 1) 施設内において利用者や職員に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに当該施設関係者全員がPCR検査を受けられるようにするとともに、その費用を公費で負担すること。
- 2) マスクや消毒薬、手袋などの衛生用品が優先的に調達される仕組みづくりと、各施設が実態に即して購入できるよう、実勢価格に対応する財政措置をすること。
- 3) 国では対象外とされた保育・学童保育・児童養護・乳児院の職員に対する「慰労金」を都が支給すること。
- 4) 新型コロナウイルスを理由にした障害のある労働者の解雇や雇止めがないよう行政指導を強めること。また専門の相談窓口を開設すること。
- 5) 就労支援B型を利用する障害者の工賃の減収分を補填すること。

以上